

スーパー定期[単利型](自由金利型定期預金M型)

令和2年8月1日現在

商品名(愛称)	・自由金利型定期預金(M型)[単利型] 預入金額300万円未満…スーパー定期 預入金額300万円以上…スーパー定期300
販売対象	・法人、個人
期間	・定型方式…1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式…1カ月超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・スーパー定期 ……………100円以上300万円未満 ・スーパー定期300 ……300万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします
利息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います ・預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までに到来する預入日の1年毎の応当日)以後及び満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します ・預入期間2年のものは子定期扱いができます。付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
手数料	————
付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の利率に0.5%を加えた利率) ・個人の場合はマル優の取扱いができます
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間利利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 ・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0880-34-2121)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は、お支払日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保険の対象となります(当金庫に同一名義で複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

スーパー定期[複利型](自由金利型定期預金M型)

令和2年8月1日現在

商品名(愛称)	・自由金利型定期預金(M型)[複利型] 預入金額300万円未満…スーパー定期 預入金額300万円以上…スーパー定期300
販売対象	・個人のみ
期間	・定型方式…3年、4年、5年 ・満期日指定方式…3年超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いが できます
預入 (1)預入方法 (2) 預入金額(3)預入 単位	・一括預入 ・スーパー定期 ……………100円以上300万円未満 ・スーパー定期300 ……300万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします
利息 (1)適用金利 (2) 利払方法 (3)計 算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6カ月毎の複利計算
税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の 場合は除きます)。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別 所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がか かります。
手数料	—————
付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預 金の利率に0.5%を加えた利率) ・マル優の取扱いができます
中途解約時の取 扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から 解約日の前日までの日数により6カ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払いま す
金利情報 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電 話:0880-34-2121)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595 -8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛 争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫 営業日に、上記総務部または全国しんきん 相談所(9時～17時、電話:03- 3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京 三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけ ます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東 京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調 停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しん きん相談所にお問合わせください。
その他参考とな る事項	・満期日以後の利息は、お支払日または書替継続日における普通預金利率により計算しま す ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利 息が保険の対象となります(当金庫に同一名義で複数の口座がある場合には、それらの預 金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

定期預金の中途解約利率一覧

大口定期預金、スーパー定期預金、期日指定定期、変動金利定期預金の期限前解約利率表

平成22年10月1日現在

契約期間 預入期間	[定型方式] 1か月、3か月 6か月、1年、2年 [満期日指定方式]1 か月超3年未満	[定型方式] 3年 [満期日指定方式] 3年超4年未満	[定型方式] 4年 [満期日指定方式] 4年超5年未満	[定型方式] 5年
6 か 月 未 満	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率
6 か 月 以 上 ~ 1 年 未 満	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%	約定利率 × 40%	約定利率 × 30%
1 年 以 上 ~ 1 年 6 か 月 未 満	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%
1 年 6 か 月 以 上 ~ 2 年 未 満	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%	約定利率 × 60%	約定利率 × 50%
2 年 以 上 ~ 2 年 6 か 月 未 満	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%
2 年 6 か 月 以 上 ~ 3 年 未 満	約定利率 × 70%	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%	約定利率 × 70%
3 年 以 上 ~ 3 年 6 か 月 未 満	—	約定利率 × 90%	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%
3 年 6 か 月 以 上 ~ 4 年 未 満	—	約定利率 × 90%	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%
4 年 以 上 ~ 5 年 未 満	—	—	約定利率 × 90%	約定利率 × 90%

(大口定期預金は少数点第4位以下、その他の定期は少数点第3位以下を切り捨てます。)

(注) 中間利払い後に期限前解約があったときは、中間利払済の利息額と当該期限前解約利息との差額を清算する。